新型コロナウイルス対応相談会

参加費無料

緊急

4月 9日(木) 4月16日(木) 4月23日(木) **庄司事務所 (神戸)** 4月14日(火) 4月21日(火) 4月28日(火) **庄司事務所 (姫路)**

コロナウイルスの感染拡大、会社の対応は…

- ☑ 従業員に感染者が発生したらどうする?
- ☑ 従業員を休ませるときに給与は払わないといけない?
- ☑ テレワーク、時差出勤 を実施するときの注意点は?
- ☑ 従業員の外出を制限できる?
- ☑ 売上が低下しているが、利用可能な助成金はある?
- ☑ パート従業員も休ませたら休業手当を支払う?
- ☑ 従業員の家族に感染者がでたらどうする?
- ☑ 従業員の子供の学校が休校になったらどうする?

企業として対応すべきこの「緊急事態」に、不安はありませんか?

連日、日本のみならず世界各国で拡大を続け、猛威を振るっている新型コロナウイルス。 感染拡大の影響により経済活動への大打撃があっただけでなく、企業活動に 対しての余波も当然大きく、予想もしていなかった事態に、会社としても その対応に頭を悩ませているということが多いのではないでしょうか。

従業員を会社の命令で休ませる場合、給与を払う必要はあるのか?逆に、 風邪のような症状がある従業員が自主的に休みたいと言ってきた場合は どうすればいいのか?ニュースなどで報じられている助成金で利用できる ものはあるのか?など基本的な疑問への答えから最新の助成金情報まで 幅広くお伝えいたします。ぜひご利用ください。



お申し込みは裏面より

◆ その他ご相談対応内容 ◆

「働き方改革」への対応はお済みでしょうか?

同一労働同一賃金は4月から法律が施行されます。正社員と非正規の従業員、 給与や待遇をどこまでそろえる必要があるのか、具体的に検討すべき難しい 問題です。

残業時間の上限規制については、この4月から中小企業も規制の対象になっています。一朝一夕で残業時間を減らすことは難しいですが、今からでもできるポイントを伝授いたします。その他にも、年次有給休暇の5日間の取得義務も、全ての会社が対応する必要があるものです。ぜひ一度ご相談ください。

相談会申込用紙				
有成五十之 而 则				
会 場	庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル 7F セミナールーム 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F			
希望日/ 会場	【神戸】 □ 4/9(木) □ 4/16(木) 【姫路】 □ 4/14(火) □ 4/21(火)		'	-
時間	□ 9:30~ □ 10:30~ □ 11:30~ □ 14:30~ □ 15:30~ □ 16:30~			以上でお願いします。)
ご相談内容	□ 新型コロナウイルス対策□ 働き方改革(残業規制)□ 同一労働同一賃金□ 助成金□ その他(
会社名		業種		従業員数
会社情報	₹			
	TEL	FAX		
ご参加者	①御役職・御芳名		メール	
	②御役職・御芳名		メール	
+\rt\\ 7. F.A.V 0420 - 20 - 2200				

お申込み F A X: 0120 - 38 - 3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお届けいたします。(受付票は □TEL希望 □メール希望) もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)



姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040